

令和6年度“赤い羽根”みんなのしあわせ助成事業募集要項



1. 事業名 “赤い羽根”みんなのしあわせ助成事業
2. 目的 本事業は、対象団体が行う地域福祉の促進を図る事業への助成を通じ、地域の福祉の推進を図るとともに事業に参加する方たちが赤い羽根共同基金の使いみちについて理解を深めることを目的とします。
3. 助成内容

項目	内容
実施時期	● 令和6年度実施事業
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 焼津市の地域福祉の促進を図るために行う事業に必要な地域福祉活動事業費（①、②）や機器整備費（③）を対象とします。ただし、機器整備費は3年連続しての助成は受けられません。 ① 地域で行われる住民同士の支え合い活動やネットワークづくりを行うための事業 例) ・児童へ学習の場を提供する活動 ・年長者と一緒に昔の遊びをする世代間交流 ・ゴミ出しや草取り等に関する生活支援活動 ② 地域福祉・福祉教育に関する講座や勉強会を行うための事業 例) ・当事者支援の技術を取得するための講習会 ③ 地域で活動を充実・発展させるために必要な整備 例) ・サロン活動等で使用するレクリエーション道具や座椅子等の購入
対象外事業及び経費	<ol style="list-style-type: none"> 1. 助成決定時に終了している事業 2. 他の助成等を受けている事業(自治会からの助成は除く) 3. 対象事業③における消耗品費 4. 政治・宗教・営利に関する事業 5. 親睦会、慰労会、交流会、旅行 6. 広報紙の発行 7. 団体の経常経費(運営費) 8. 買い物、病院等への送迎等の外出支援活動 9. 事務機器・デジタルカメラ(ムービー)、プロジェクタ、サーモグラフィ、空気清浄機等持ち運んで使用する精密機器(但し、主たる活用目的が当該申請事業のものは除く) 10. 自治会所有の建物、設備並びに常設の設備品(空調設備、テレビ等) 11. 申請する事業に直接関係しないもの及び適切でないと認められるもの <p>※ 申請事業の内容によっては、他の助成事業、補助金(行政等)を紹介することがあります。</p>
対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 焼津市の地域福祉向上のために継続的に取り組んでいる福祉団体(地域福祉推進委員会、自治会、町内会、ボランティアグループ、NPO法人、サロン活動等を行う小地域活動団体)で会則、規約等があり、団体として独立した経理が行われている団体。 <p>※複数町内会から同一内容の申請をする場合はその属する自治会で申請して下さい。</p> <p>※次に該当する団体は対象団体から除外となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険事業所 2. 政治、宗教団体、組合等 3. 営利を目的とする団体 4. 活動の内容や財務内容を開示しない団体 5. 法人格を有する団体(NPO法人除く)
助成額及び助成基準	<p>焼津市社会福祉協議会の共同基金配分金事業予算範囲内で実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 助成率 80%以内(千円未満切り捨て) ● 1団体につき8万円を限度とします。

項目	内 容
受付期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和6年5月7日から5月31日午後5時まで（締切後の受付は不可。） ※助成を希望する者は、社協が別に定める申請書（様式 赤い羽根1-1, 2）により添付書類を付して、直接事務局に申請してください。 ※申請状況によっては、二次募集を行う場合があります。
決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請団体は、審査会にてプレゼンテーション(5分程度)を行っていただき、その内容を審査し、助成の決定可否を行います。 ● 審査会開催日： 令和6年6月中旬（予定）
決定通知 及び 助成金の 交付	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査後、助成の可否を文書にて通知します。（7月中旬以降予定） ● 助成金の交付は、助成決定した団体の指定口座に振り込みます。（8月以降予定） <p>【地域福祉活動事業費（対象事業①、②）】の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 助成決定後、助成決定額の8割を概算払いし、残額については事業報告書の提出後、清算します。 <p>【機器整備費（対象事業③）】の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 助成決定後、各団体からの請求書の提出により、助成決定額を交付します。
助成の 変更・取 消、助成 金の返還	<ol style="list-style-type: none"> ① 申請した事業を変更・中止する場合、変更届を提出してください。その際、事業額によって助成額の減額もしくは、返還を求めます。 ② 【機器整備費（対象事業③）】実際の購入額が減額となり助成額を変更した場合は、差額の返還を求めます。 ③ 申請した事業及び助成金の使途報告に虚偽の記載をした場合は、決定を取消し、助成金の返還を求めます。
実施報告 書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業実施後、30日以内に以下の書類を提出する。 「実施報告書」様式 赤い羽根 活動2-1～4 又は、「実施報告書」様式 赤い羽根 機器整備2-1～3 ※ 最終提出期限 令和7年2月28日
事業の 公表	<ul style="list-style-type: none"> ● 決定した事業の内容、提出された写真等は、社会福祉協議会HP、広報紙等でも公表します。
注意事項	<p>予算を超える申請があった場合は、審査の際、対象事業①～③の順で事業を優先し、以下の項目を考慮し可否を決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業実施の際のチラシやのぼり旗、ポスター等オリジナルのものを作成する場合は、“赤い羽根”みんなのしあわせ助成事業で用意したことがわかるデザインを挿入してください。 ● 過去の助成歴等を考慮（助成歴のある団体は、審査の優先順位が下位となる等）する。 ● 助成率を変更する。

※ 全ての提出書類（写真も含まれます）は、公開の対象となります。

※ この助成金事業は、「赤い羽根共同募金」を活用しています。

※ 助成決定団体には、「赤い羽根共同募金」へのご協力をお願いしています。

※ 問合せ：社会福祉法人 焼津市社会福祉協議会 〒425-0088 焼津市大覚寺3丁目2-2

地域福祉係 TEL：621-2941

mail：chiiki@yaizu-shakyo-soumu.jp